

勅免之官符將備不易證明之規鑑。特願逢闕聖明。竝日月、以照臨柳營、武運與天地而長久者。正二位行權大納言藤原朝臣嗣房宣、奉勅依請者。同下。知彼國國既畢。寺宜承知、依宣行之、牒到准狀。故牒。

至德元年十一月三日 修理東大寺大佛長官從四位下 行左大史 兼播磨介 小槻宿禰 在判牒

右中辨正五位上平朝臣

(この文書の外に、同日附寶幢禪寺に下したる官宣旨及び加賀國に下したる官宣旨各一通あれども、略同文なるを以て今之を載せず。)

十一月十九日。石川郡白山宮正殿及び大拜殿の上棟式を行ふ。

【白山比咩神社文書】 石川郡

六四八

上棟日時并義式事

于時至德元年十一月十九日已時御祝也。

正殿大拜殿同時在之、□正殿棟用途百貫文被懸畢。大拜

殿ニハ米百石請畢。先正殿ノ御祝在之。次彼岸所達ニテ大拜殿ノ祝在之。其後正殿御前返テ引物在之。先太刀、次小袖、次馬、惣百人斗悉馬ヲ被引畢。

兒大衆大拜殿ノ自正面東ニ出仕在之。社官神人等□正面次間西ニ出仕畢。勅使平□出仕在之。灑水役并聖兩人、本宮内妻戸ヨリ北方出仕在之。造奉行ハ御妻戸ヨリ南方被出仕畢。一方□所方ハ彼岸所被出仕畢。

元中二年

乙丑

京都

紀元二〇四五

三月二日。幕府、近江延曆寺の七ヶ所關務衆徒をして、山城臨川寺領加賀郡大野莊の年貢を勘過せしむ。

【臨川寺重書案文】 山城

六四九

臨川寺領加賀國大野庄年貢運送事、任貞和管符并延文繪旨御教書等之旨、無煩可令勘過。若及異儀者、可有異沙汰之狀、依仰執達如件。

至德二年三月二日

(新波義將) 左衛門佐 在判

山門七ヶ所關務衆徒中

四月三日。加賀守護富樫昌家、山城東寺をして、江沼郡金屋鑄物師の請に依り同郡菅生社造營棟別役の催促を停めしむ。

【東寺文書】 山城

六五〇

富樫施行案

供御人加賀國山代庄内金屋鑄物師等申、菅生社造營棟別役事、去月廿一日勅裁如此。早任先規之法、可停止催促之旨、可被觸仰社家之狀如件。

富樫

至德二年四月三日

昌家 在判

内談衆中

(今江沼郡に金屋の地名を見ず。)

四月廿七日。幕府、山城東寺鎮守八幡宮をして、同宮料所石川郡相河村西方及び長屋村を安堵せしむ。

元中二年(至德二年)

二九五

【東寺文書】 山城

六五一

加賀國相河村西方 相河加賀守跡 并長屋村事、爲東寺鎮守八幡宮料所、々被預置也。早守先例、可被致沙汰之狀、依仰執達如件。

至德二年四月廿七日

(新波義將) 左衛門佐 在判

供僧中

七月廿四日。幕府、加賀守護富樫昌家をして、その被官人の山城祇園社領加賀郡萱野保を押領するを停めしむ。

【祇園社記】

六五二

祇園社雜掌加賀國萱野保内眞野名・茅原名・市名等渡漏事、重解狀如此。先立度々可停止河口以下被官人等押領之由被仰之處、違亂未休云々。太招其咎歟。所詮異他爲神領之上者、不日沙汰付雜掌於下地、可被執進請取。尙以不承引者、爲處罪科、載起請之詞可被注申之狀、依仰執達如件。

至德二年七月廿四日

(新波義將) 左衛門佐 在判